

# 英国の地層処分の状況

アラデル市（関心表明自治体）



コーブランド市（関心表明自治体）

IRELAND



英国  
UNITED KINGDOM

London



THE  
NETHERLANDS

BELGIUM

GERMANY

LUXEMBOURG

FRANCE

SWITZERLAND

ITALY

2010年10月現在

# I. 英国の地層処分の特徴

## 1. 処分方針

### ポイント

英国では、高レベル放射性廃棄物を少なくとも50年間貯蔵し、その後、地層処分するという方針を採用しています。処分場には、高レベル放射性廃棄物の他に、中レベル放射性廃棄物や一部の低レベル放射性廃棄物も併置処分することを想定しています。

#### ●高レベル放射性廃棄物等を地層処分

英国では、2006年7月に政府の諮問機関である放射性廃棄物管理委員会（CoRWM）が、高レベル放射性廃棄物の長期管理について、少なくとも50年間貯蔵し、最終的には地層処分すべきであるとの勧告を行いました。政府は、2006年10月にCoRWMの勧告を受け入れ、中間貯蔵と地層処分を組み合わせた管理方式を英国の高レベル放射性廃棄物等の管理方針として採用することを決定しました。対象となる廃棄物は、使用済燃料の再処理により発生する廃液をガラス固化した高レベル放射性廃棄物、中レベル放射性廃棄物、一部の低レベル放射性廃棄物などとされています。特定の原子炉（改良型ガス冷却炉や一部の加圧水型原子炉）から発生する使用済燃料については、現時点では再処理する計画がないため、使用済燃料を容器に封入して地層処分することも検討されています。また、英国では、浅地中での埋設処分ができない放射性廃棄物は地層処分する方針であり、これらには使用済燃料の再処理で発生する燃料被覆管や、原子炉の解体で発生する炉内構造物の一部などがあります。さらに、核燃料として用いる濃縮ウラン以外の劣化ウラン、再処理で回収されるプルトニウムやウランについては、現在は放射性廃棄物とされていませんが、将来それ以上の用途がないと決定された場合には、地層処分する必要があるものとして検討が進められています。

#### ●処分概念

英国では、地層処分に関する計画が初期段階のため、実施主体である原子力廃止措置機関（NDA）が地層処分システムの基本概念設

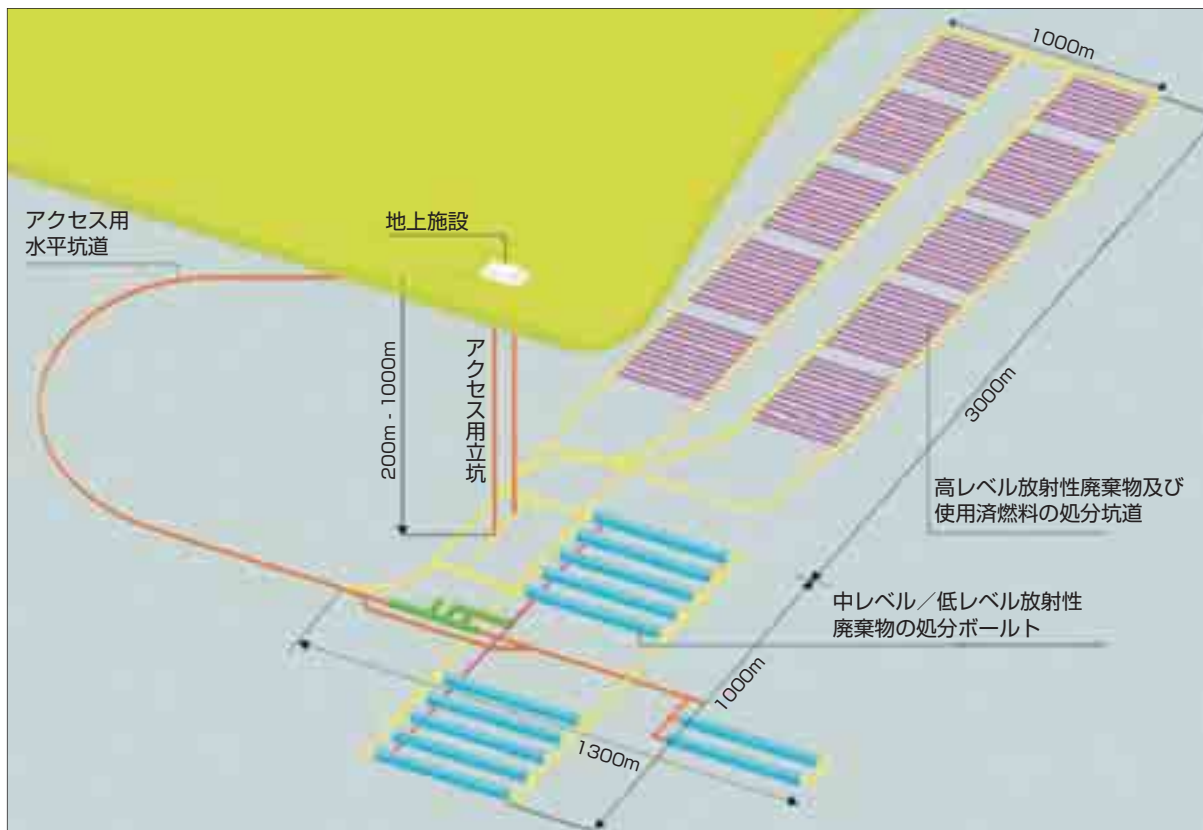


高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）



地層処分場の地上施設の想定図

計を開発中です。開発中の基本概念設計では、併置処分することを想定し、高レベル放射性廃棄物及び使用済燃料の処分エリアと中レベル放射性廃棄物及び低レベル放射性廃棄物の処分エリアを地下200～1,000mに設置しています。それぞれの処分エリアの面積は、2007年の国家インベントリより算出され、前者の処分エリア



地層処分場概念図

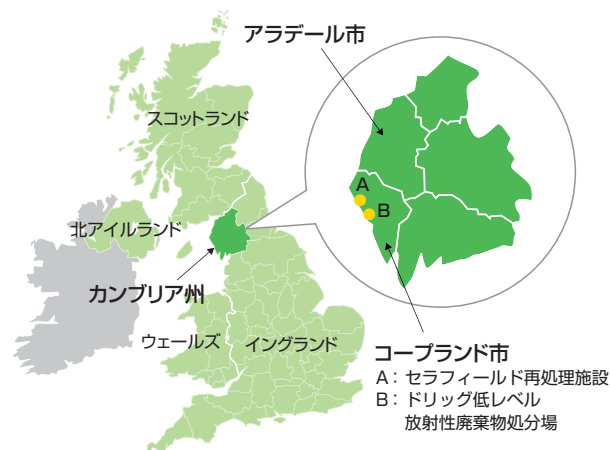
は3km<sup>2</sup>程度、後者の処分エリアは1km<sup>2</sup>程度を想定しています。

高レベル放射性廃棄物の処分概念としては、多重バリアによる放射性核種の閉じ込めを考慮しており、スウェーデンなどが採用しているKBS-3概念を想定しています。

### ● 処分場のサイト選定

英国政府は、2008年6月に公表した白書「放射性廃棄物の安全管理－地層処分の実施に向けた枠組み」において、高レベル放射性廃棄物等の地層処分場のサイト選定方法や初期の選定基準などについて示しています。白書では、サイト選定プロセスへの“主体的参加”及び“地域とのパートナーシップ”を重視した公募方式が盛り込まれており、白書の公表とともに、地下での調査及び建設が始まるまでは撤退権が保証された形で、段階的に進めていくサイト選定プロセスに基づいた公募が開始されています。

これまでに、カンブリア州、コーブランド市及びアラデール市の1州2市が正式に英国政府に対



#### 【関心表明とは？】

関心表明とは、自治体がその後の関与への義務を課されずに、地層処分場サイト選定手続への参加の可能性についての政府との協議への関心を表明する意思決定段階のことを言います。これは、白書「放射性廃棄物の安全管理－地層処分の実施に向けた枠組み」で示されています。

して関心表明を行っています。2010年6月から、これらの関心表明を行った自治体を対象とし、

地質学的側面において不適格な地域を判断するための初期選定が英国地質調査所 (BGS) に

よって行われ、その結果が同年10月に公表されています。

## 2. 高レベル放射性廃棄物の発生

### ポイント

白書「放射性廃棄物の安全な管理—地層処分の実施に向けた枠組み」では、地層処分を対象とする高レベル放射性廃棄物量が、1,400m<sup>3</sup>であることが示されています。同白書では、この他に将来地層処分する可能性のあるものとして、使用済燃料11,200m<sup>3</sup>、プルトニウム3,300m<sup>3</sup>、ウラン80,000m<sup>3</sup>も示されています。

#### ●高レベル放射性廃棄物の発生者と発生量

高レベル放射性廃棄物の発生者は、民間発電事業者のEDFエナジー社 (EDF社) と再処理施設などの原子力施設を所有する原子力廃止措置機関 (NDA) です。

高レベル放射性廃棄物の発生量については、2008年6月に英国政府が公表した白書「放射性廃棄物の安全な管理—地層処分の実施に向けた枠組み」において、右表のように示されています。パッケージ済の高レベル放射性廃棄物の物量は1,400m<sup>3</sup>であり、使用済燃料は11,200m<sup>3</sup>、プルトニウムは3,300m<sup>3</sup>、ウランは80,000m<sup>3</sup>発生すると見積られています。この他に、パッケージ済

の中レベル放射性廃棄物及び低レベル放射性廃棄物の物量が381,000m<sup>3</sup>発生すると見積られています。

	体積 (m <sup>3</sup> )	%
高レベル放射性廃棄物	1,400	0.3
中レベル放射性廃棄物	364,000	76.3
地層処分対象の低レベル放射性廃棄物	17,000	3.6
使用済燃料	11,200	2.3
プルトニウム	3,300	0.7
ウラン	80,000	16.8
合計	476,900	

## 3. 処分場の安全確保の取り組み

### ポイント

イングランドとウェールズの環境規制機関 (EA) などは、「地層処分施設の許可要件に関するガイダンス」を公表し、高レベル放射性廃棄物等の地層処分が安全に実施されるように、規制制度の整備を行っています。このガイダンスでは基本的な防護目標として、処分時及び将来において、人間の健康、利益、環境の健全性が守られ、人々の信頼を得ることと同時に、費用を考慮した方法によって、地層処分が実行されるようにすることが定められています。

#### ●処分の安全性確保のためのガイダンス

英国では、2009年2月にイングランドとウェールズの環境規制機関 (EA) などが、高レベル放射性廃棄物等の地層処分施設に関する許可申

請を検討する際の基礎となる原則及び要件について記載した「地層処分施設の許可要件に関するガイダンス」を策定しています。このガイダンスでは、地層処分施設の開発者・操業者が満

たすべき管理要件、サイトの使用、当該施設的设计、建設、操業及び閉鎖に関して満たさなければならない放射線学的及び技術的な要件などが示されています。

このガイダンスでは、基本防護目標として、地層処分施設への放射性廃棄物の処分が、処分時及び将来において、人間の健康、利益及び環境の健全性が守られ、人々の信頼を得ることができるとともに、費用を考慮した方法によって実行されるようにすることとしています。また、地層処分施設の安全基準として、右表のような基準が設けられています。許可期間内において、決定グループの代表的な構成員の一人が、地

層処分施設から受ける実効線量は、線源及びサイトに関する線量拘束値を超えてはならないとしています。また、許可期間後において、最も大きなリスクを受ける人間を代表する個人が、一つの地層処分施設から受ける放射線学的リスクは、 $10^{-6}$ /年以下であることが求められています。なお、許可期間とは、操業及び能動的な制度的管理下に置かれている期間を指します。

#### 安全基準に関する指針

許可期間内	線量拘束値：0.3mSv/年
	サイト拘束値：0.5mSv/年
許可期間後	リスク基準値： $10^{-6}$ /年

## 4. 研究体制

### ポイント

放射性廃棄物管理の実施主体である原子力廃止措置機関（NDA）は、2004年エネルギー法によって、地層処分を含む研究を実施することが決められています。NDAでは、2009年3月に地層処分の実現に向けた研究開発戦略文書を公表しています。

#### ●研究機関

英国における地層処分の研究開発については、放射性廃棄物管理の実施主体である原子力廃止措置機関（NDA）が実施することとなっています。

NDAでは、地層処分システムの開発段階などを通じて必要とされた研究開発を実施していくこととしています。

#### ●研究計画

NDAは2009年3月に地層処分の研究開発戦略を公表しました。この研究開発戦略では、NDAの研究開発テーマとして以下の6つが挙げられています。

- ・ 高レベル放射性廃棄物及び使用済燃料に関する研究開発の進展・拡張
- ・ ウラン及びプルトニウムなどの核物質の将来の管理戦略の開発支援
- ・ 中レベル放射性廃棄物処分のための研究

#### 開発の継続

- ・ 処分プログラムの実施のための諸問題への対応
- ・ サイト特性調査の準備
- ・ 社会科学的研究の実施

#### ●地下研究所

英国には、現在のところ、高レベル放射性廃棄物処分の研究開発のための地下研究所はありません。

1979年に高レベル放射性廃棄物の処分研究の一環で、スコットランドのオルトナブレイク、その後、オックスフォードシャーのハーウェルにおいて、様々な岩石の特性を調査するための調査坑の掘削プログラムが実施されましたが、住民の反対により中止されています。

NDAが2009年3月に公表した研究開発戦略では、処分場サイトでの地層処分場建設の一部として地下特性調査を行うことが示されています。

## II. 地層処分の制度

### 1. 処分事業の実施体制

#### ポイント

英国では、政府が高レベル放射性廃棄物等の処分における放射性廃棄物管理方針の決定、サイト選定の実施などを行っています。高レベル放射性廃棄物処分の安全規制は、保健安全執行部（HSE）等が担当しています。

実施主体は原子力廃止措置機関（NDA）です。地層処分場の計画立案及び開発などは、NDA内に設置されている放射性廃棄物管理局（RWMD）が担当しています。

#### ●実施体制の枠組み

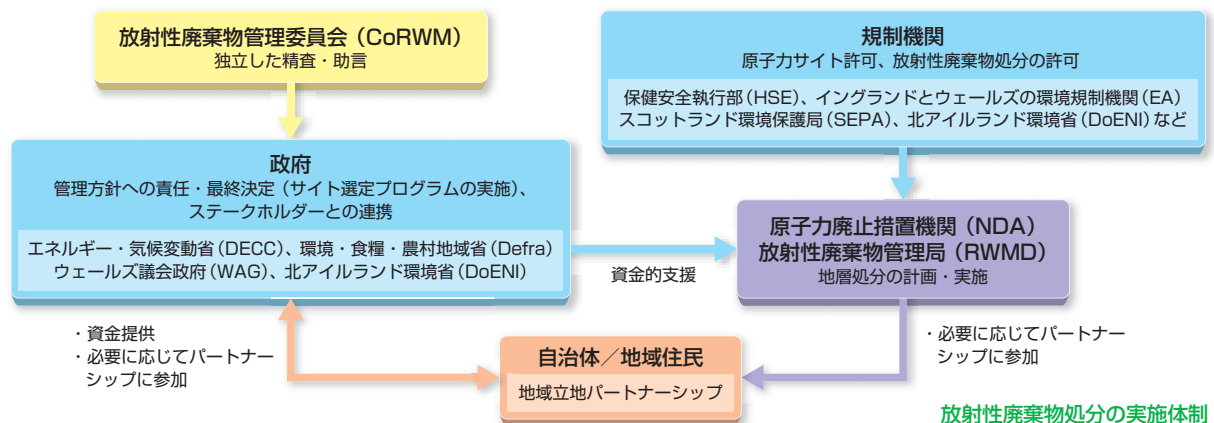
英国では、エネルギー・気候変動省（DECC）、環境・食糧・農村地域省（Defra）、ウェールズ議会（WAG）及び北アイルランド環境省（DoENI）が、放射性廃棄物の管理及び方針の決定、サイト選定プログラムの実施、ステークホルダーとの連携などに対する責任を有しています。また、地層処分の具体化に向けた実施計画を独立に精査し、英国政府及び自治政府に助言を与える諮問組織として、放射性廃棄物管理委員会（CoRWM）があります。

放射性廃棄物処分の安全規制は、英国の法定機関である保健安全執行部（HSE）と、処分

場の立地点に応じて、連合王国を構成するイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの各自治政府が設置している環境規制当局が実施しています。HSEは安全規制政策の枠組みの策定や規制の実施、原子力施設に関する許可発給を行います。放射性廃棄物の処分には、処分地を所管する環境規制当局による環境法に基づく許可も必要です。この他に、2008年6月の政府白書「放射性廃棄物の安全な管理－地層処分の実施に向けた枠組み」では、主体的参加と地域とのパートナーシップを基づくアプローチを用いたサイト選定方法が示されています。政府は、国及び自治体との関係を形成する上でのパートナーシップの重要性を考慮し、サイト選定プロセスへの参加決定後、自治体及び地域住民の利益を目指した正式な立地地域パートナーシップを設立することとなっています。すでに、カンブリア州、同州のアラデル市及びコーブランド市の関心表明後、両市議会、カンブリア州内の他の市議会、カンブリア州地方議会連合、全国農業者連盟（NFU）、地方労働組合やステークホルダー

#### 【立地地域パートナーシップとは？】

立地地域パートナーシップは、地元自治体議会や様々なステークホルダーによって構成され、実施主体やその他の関連する機関などと共同で処分場の立地地域の疑問や懸念が解決されるように働くほか、サイト選定の各段階で地域の意思決定機関に助言を行う役割を持っています。



グループなどによって、西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップが設立されています。同パートナーシップは、地域の住民へのパンフレットの配布などの情報提供やワークショップの開催などを行っています。

### ●実施主体

英国の高レベル放射性廃棄物の処分実施主体は、原子力廃止措置機関（NDA）です。NDAは、老朽化した原子力施設の廃止措置などを行うために2005年に設立された政府の外郭団体ですが、英国における放射性廃棄物の処分方針の策定を受けて、2006年10月に放射性廃棄物処分を実施する役割が加わりました。また、2007年4月に、高レベル放射性廃棄物等の地層処分場の計画立案や開発のほか、地層処分以外の方法で処分する放射性廃棄物の全体計画立案などを行うために、NDAの内部組織として放射性廃棄物管理局（RWMD）が設置されています。

### ●処分事業の実施計画

NDAは2010年7月、「地層処分—実施に向けたステップ」と題する報告書を公表しました。この中でNDAは、地層処分場の建設、操業、閉鎖などを含む計画を示しています。この計画では、地層処分場の予備調査から閉鎖までのスケジュールを以下の5段階で示しています。

#### ①予備調査段階（～5年間）

6段階からなるサイト選定プロセスの第1段階から第4段階までがこの段階に相当します。

##### ○第1段階：関心表明

自治体がサイト選定への参加についての義務を伴わずに政府との協議を開始する決定を下すまでの期間

##### ○第2段階：初期スクリーニング

英国地質調査所（BGS）が地質の適性基準を用いて、不適切な地域を除外するための初期スクリーニングの期間

##### ○第3段階：自治体がサイト選定プロセスへの参加決定を下すまでの検討期間

##### ○第4段階：参加地域における机上調査

#### ②地上調査段階（～10年間）

政府が、地上調査を実施するための1ヵ所あるいは複数の候補サイトを特定した後に開始される。サイト選定プロセスの第5段階（審査に残った候補サイトに対する地上調査）に相当する。

#### ③建設・地下調査段階（～15年間）

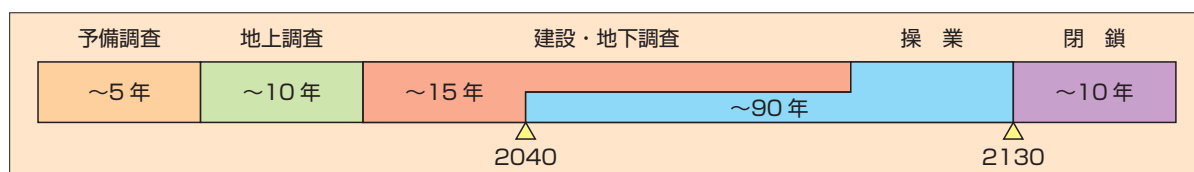
建設・地下調査段階は、政府が地層処分場の設置に望ましいサイトを特定した時点から開始される。サイト選定プロセスの第6段階（地下調査の実施）に相当する。政府は2025年頃从这个段階を開始することを想定している。

#### ④操業段階（～90年間）

操業段階は地層処分場に廃棄物を受け入れ、定置するために必要な全ての許認可を取得した時点から開始される。2040年頃の開始が想定されている。廃棄物の受け入れ、検査、処分場への定置が行われる。

#### ⑤閉鎖段階（～10年間）

全ての廃棄物を定置後、地元自治体の意見を考慮に入れ、処分場の閉鎖時期を決定し、埋め戻し、密封、閉鎖を実施する。閉鎖活動と環境のモニタリングは閉鎖期間全体を通して継続される。閉鎖後、処分施設は制度的管理を担当する当局の管轄下に置かれ、その当局が閉鎖後モニタリングを実施する場合がある。



処分スケジュール  
(NDA報告書より引用)

## 2. 処分費用

### ポイント

英国では、放射性廃棄物の処分費用はその発生者が負担することとされています。廃棄物発生者である電力会社は、引当金として廃棄物処分費用を確保しています。

また、原子力廃止措置機関（NDA）は、地層処分場に関する費用の見積りを公表しています。これによると、総額で122億ポンド（約1兆6,230億円）の費用が必要とされています。（1ポンド=133円として換算）

#### ● 処分費用の負担者

英国では、放射性廃棄物の発生者と所有者は、規制コストや自身、あるいは規制機関が行う関連研究のコストを含めて、廃棄物を管理・処分するコストを負担する責任があるとされています。また、放射性廃棄物の管理・処分に伴う債務をその発生前から見積っておき、それを満たす適正な資金を引き当てておかなければならないこととされています。

#### ● 処分費用の見積額

高レベル放射性廃棄物等の処分実施主体である原子力廃止措置機関（NDA）は、2008年7月に地層処分場に関する費用見積りを公表しています。これによると地層処分場に関する総見積費用は、割引前で122億ポンド（約1兆6,230億円）必要とされています。このうち、NDAが負担すべき分が101億ポンド（約1兆3,430億円）であり、残りはNDA以外の処分場利用者が負担すべきとされています。なお、割引率2.2%で割引後のNDA負担分費用は、37億ポンド（約4,900億円）となります（1ポンド=133円として換算）。

#### ● 処分費用の確保制度

英国では、放射性廃棄物管理費用の確保のための公的な制度はありません。

そのため、廃棄物発生者などは、独自に引当金として放射性廃棄物管理費用を確保しています。

ブリティッシュ・エナジー（BE）社を買収したEDF社では、核燃料サイクルのバックエンド管理費用として、26億6,000万ユーロ（約3,540億円）（2009年3月末時点）を引当金として確保しています。（1ユーロ133円で換算）。

また、また、ガス冷却炉（Magnox炉）などから発生する放射性廃棄物の処分費用を賄うため、英国核燃料会社（BNFL）や英国原子力公社（UKAEA）などが引当金を計上していました。しかし、2004年エネルギー法に基づき、2005年4月よりBNFLなどが所有していたサイトなどの所有権が原子力廃止措置機関（NDA）に移行され、関連する資産及び債務も移転されたため、現在はNDAが引当金として約445億400万ポンド（約4兆8,950億円）を確保しています。

#### 【割引とは？】

将来の価値が現在どれだけの価値に相当するかを計算するときに適用される利率を割引率と言い、割引率を用いて、将来生じる価値を現在の価値に直すことを割引と言います。

例えば、割引率が2.2%である場合、1年後の10,000ポンドの現在価値は、 $10,000 / (1 + 0.022) = 9,785$ ポンドとなります。同様に、2年後の10,000ポンドの現在価値は、 $10,000 / (1 + 0.022)^2 = 9,574$ ポンドとなります。n年後の10,000ポンドの現在価値は、 $10,000 / (1 + 0.022)^n$ となります。

### 3. 処分場のサイト選定とプロセス

#### ポイント

英国では、白書「放射性廃棄物の安全な管理－地層処分の実施に向けた枠組み」において公募方式に基づく6段階から成るサイト選定プロセスや適用すべき基準などが示されています。このサイト選定プロセスでは、政府が処分場を建設するために好ましいサイトを選定するまでは、自治体がこのプロセスから撤退する権利が認められています。

2008年6月から同白書に示されたサイト選定方式によりサイト選定が行われています。

#### ●処分場サイト選定プロセス

英国では、2008年6月に政府が高レベル放射性廃棄物等の中間貯蔵や研究開発も含めた長期管理に関する枠組みを示した白書「放射性廃棄物の安全な管理－地層処分の実施に向けた枠組み」を公表しました。この白書では、地層処分場のサイト選定プロセスや適用すべき基準などが示されています。白書において示されているサイト選定プロセスは次に示すように、6段階から成り、処分場の受け入れに関心を有する自治体が自発的に関心表明を行うという公募方式に基づいています。

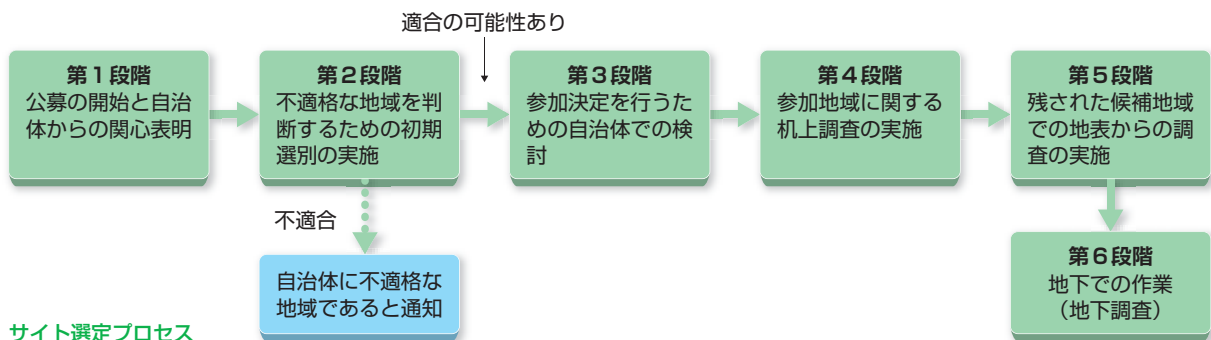
- 第1段階：公募の開始、自治体からの関心表明（自治体が将来の処分場の受け入れに関する責任を持たずに政府と協議を行う段階）
- 第2段階：不適格な地域を判断するための初期スクリーニングの実施
- 第3段階：参加決定を行うための自治体での検討（検討後の自治体の参加決定以降は、サイト選定プロセスにおいて公式の責任を有すると見なされる）
- 第4段階：参加地域に関する机上調査の実

施

- 第5段階：好ましいサイトを特定するための残された候補地域での地表からの調査の実施（政府はこの調査の後に好ましい1つのサイトを決定して次の段階に移行する。この政府の決定の前まで、自治体にはプロセスからの撤退の権利が保持される。）
- 第6段階：サイトの適性を確認するための地下での調査の実施

#### ●サイト選定の状況

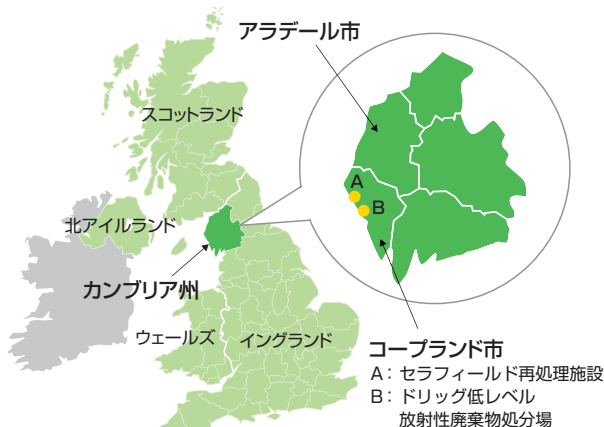
政府は、2008年6月に白書を公表するとともに、サイト選定の第1段階として政府との協議の開始を希望する、将来処分場を受け入れる可能性のある自治体の募集を開始しました。公募に対して、2008年7月には、ドリッグ低レベル放射性廃棄物処分場やセラフィールド酸化燃料再処理工場（THORP）など多くの原子力施設が立地しているカンブリア州のコーブランド市が、地層処分場選定に関する政府との協議への関心表明を提出しました。また、2008年12月にはカンブリア州が、さらに2009年2月には、同州のアラデル市が関心表明を行いました。2010年6月



からは、これらの関心表明を行った地域について、サイト選定プロセスの第2段階として、地質学的に不適格な地域を判断するために既存の情報に基づき行われる初期スクリーニングが英国地質調査所 (BGS) によって行われ、この初期スクリーニングの結果が、2010年10月に公表されています。

初期スクリーニングでは、既存の情報を用いて調査が行われており、地層処分場の最終的な設置場所を特定することが目的ではなく、下記の除外基準に基づいて地層処分場に対して、明らかに不適格な地域での不要な作業を避けることを目的としております。

BGSの報告書では、初期スクリーニングの対象をアラデル市とコーブランド市全域、及び沖合5kmまでとし、深度200～1,000mの間に設置される可能性のある地層処分場に対して、明らかに不適格となる地域について検討されている。このスクリーニングにより、1つまたは複数の除外基準が適用され、除外された地域は右図のようになっています。



関心表明をした地域

今後は、自治体側がサイト選定プロセスへの参加を決定した場合、詳細な地質及びその他の基準に基づき、評価が実施されることとなっています。



調査対象地域  
 アラデル市とコーブランド市の境界  
 除外された地域—地下200～1,000mにおいて1つまたは複数の除外基準が適用された地域

初期スクリーニングで除外された地域  
 (DECCの許可を得て、BGS報告書より引用)

除外基準として適用すべき項目	理由/説明及びコメント
天然資源	
石炭	資源が100m以上の深さにある場合に限り、深部への侵入リスクがある。
石油及びガス	深部への侵入のリスクがある。
油頁岩	深部への侵入のリスクがある。
金属鉱石 (一部の鉱石)	深部、すなわち100m以上で採鉱される場合に限り、侵入のリスクがある。
廃棄物の処分/ガスの貯蔵	深度100m以上で実施する意向が表明されている、あるいは既に承認されている場合のみ該当する。
地下水	
帯水層	地層処分施設の母岩の全体または一部が帯水層内にある場合に〔除外基準として〕適用される。
浅部透水性地層	地層処分施設の母岩の全体または一部が将来合理的に開発され得る透水性地層である場合に〔除外基準として〕適用される。
特定の複雑な水文地質学的環境	深部カルスト地形及び既知の温泉の原岩

## III. 地層処分の理解促進

### 1. 処分事業の透明性確保とコミュニケーション

#### ポイント

英国政府は、高レベル放射性廃棄物等の長期管理方策や処分場サイト選定プロセスなどの検討に際して、公衆協議を行い、公衆が意見を表明する機会を作るとともに、寄せられた意見を考慮しています。

また、処分場のサイト選定においては、自治体が地域パートナーシップを構築することになっており、その後のサイト選定過程への参加の可否や処分場の設計などの検討を行うなど地元の意見を反映するための枠組みが定められています。

#### ● 公衆協議

英国政府は、2007年6月、高レベル放射性廃棄物などの処分のためのサイト選定方法に関する提案について、協議用文書を公表し、同年11月まで公衆協議を実施しました。この協議用文書では、高レベル放射性廃棄物等の処分場の設計などとともに、将来の処分場サイトの決定において採用する手続き及び基準に関して見解を求めるために13の質問項目を設定していました。公衆協議の結果、地層処分についてはさらなる研究が必要と見なされているものの、一般的に最適の方法であると受け止められており、また、自発性及び地域パートナーシップによるアプローチ、サイト選定に向けた審査及び評価基準などについては、全般的に支持が得られました。この公衆協議の結果を考慮した上で、政府は2008年に白書「放射性廃棄物の安全な管理－地層処分の実施に向けた枠組み」を公表し、処分場の誘致に関心のある自治体の募集を開始しました。

#### ● 処分事業への地元意思の反映

英国政府は、2008年6月に公表した白書「放射性廃棄物の安全な管理－地層処分の実施に向けた枠組み」において、サイト選定プロセスには地域の参加が必須であり、パートナーシップによるアプローチが望ましいことを示しています。

カンブリア州及び同州アラデル市、コーブランド市は、地層処分場選定に関する政府との協議への関心表明後、西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップを設立しています。同パートナーシップは、関心表明を行った市議会の他に、カンブリア州内の他の市議会、カンブリア州地方議会連合、全国農業者連盟（NFU）、地方労働組合などで構成されています。同パートナーシップは、地層処分場サイト選定プロセスに参加すべきか市議会に勧告を与えることなどを目的として様々な活動を行っています。

また、英国のサイト選定プロセスでは、自治体がプロセスへの参加について関心を表明するなどの自発的なアプローチが採用されており、地元の意思が反映される仕組みが作られています。



このプロセスでは、サイト選定の初期段階で以下の地元自治体による2つの重要な意思決定が行われることになっています。

- ・ 関心表明  
サイト選定プロセスへの参加の可能性について、何の義務も負わずに、政府との協議を開始すると表明した段階
- ・ 参加決定  
地層処分場のサイト選定プロセスに参加す

るために正式に参加を決定した段階。しかし、最終的に処分場を誘致する義務は課されない。参加決定は、パートナーシップの助言及び勧告に基づき自治体自身が行うこととなっている。

サイト選定プロセスに参加決定した場合であっても、自治体には、政府が処分場サイトを決定するまでは、選定プロセスから撤退することができる権利が保証されています。

## 2. 情報提供活動

### ポイント

高レベル放射性廃棄物等の処分の実施主体である原子力廃止措置機関（NDA）は、ウェブサイトにおいて、動画の掲載や地層処分事業の概要に関する情報提供を行っています。また、地層処分場サイト選定プログラムを実施しているエネルギー・気候変動省（DECC）も放射性廃棄物や地層処分に関する基本情報、サイト選定プロセスなどについてウェブサイトを通じて情報提供を行っています。

さらに、西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップでは、地元住民に対して、小冊子の送付や公聴会を開催するなどして情報提供を行っています。

### ● 広報（情報提供）活動

高レベル放射性廃棄物処分の実施主体である原子力廃止措置機関（NDA）は、公衆が受け入れ可能な形で地層処分事業を進めていくために、ウェブサイトを通じて高レベル放射性廃棄物等の処分計画に関する情報提供活動を行っています。右図に示すようにNDAのウェブサイトでは、動画によって英国における高レベル放射性廃棄物等における処分の説明を見ることができるほか、処分事業におけるNDAの役割、処分の実施に向けた各段階の説明などの情報を提供しています。

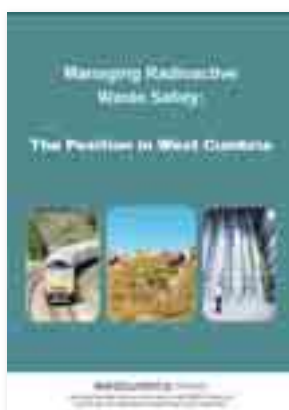
また、現在地層処分場のサイト選定活動を主導しているエネルギー・気候変動省（DECC）も「放射性廃棄物の安全な管理」のためのウェブサイトを用意して、放射線、放射性廃棄物や地層処分とは何かといった基本的な情報を含め、地層処分サイトの選定方法、自治体のサイト選



原子力廃止措置機関（NDA）ウェブサイト

定への関与方法などの情報を提供しています。

さらに、西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップでは、カンブリア州のアラデル市及びコーブランド市の全世帯に対して、高レベル放射性廃棄物等の地層処分場のサイト選定に関する小冊子を送付し放射性廃棄物処分と西カンブリア地域の関与に関する情報提供を行うとともに、両市において公聴会を開催するなどしています。同パートナーシップでは、10名程度



西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップが配布した小冊子

の地域住民のグループが、処分事業の情報を得た上で議論を行い、彼らの意見をフィードバックすることが可能な「ディスカッション・パック」と呼ばれるものを準備しています。このディス



エネルギー・気候変動省 (DECC) の「放射性廃棄物の安全な管理」ウェブサイト

カッション・パックには、15分間のDVD、背景情報を含んだ小冊子、重要な問題に関する質問などが含まれています。この他に、同パートナーシップでは、地域の図書館、メディアやその他の発行者を通しての情報提供も行っていく予定としています。

### 3. 地域振興方策

#### ポイント

英国では、処分場の地元となった立地地域に対しては、自治体の要望などを考慮に入れ、地元地域、政府及び原子力廃止措置機関 (NDA) などの協議により、今後、地域振興のための方策が検討されることとなっています。

#### ● パートナーシップへの資金提供

2008年6月に公表された白書「放射性廃棄物の安全な管理－地層処分の実施に向けた枠組み」では、自治体がサイト選定プロセスに参加するために必要な費用については、一部または全額政府によって資金提供されることが示されています。また、地域が設立するパートナーシップの運営費用なども政府が拠出することが示されています。実際に、西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップの運営資金は政府から提供されています。

#### ● 地域振興方策

白書「放射性廃棄物の安全な管理－地層処分の実施に向けた枠組み」では、地層処分事業は処分場全体が最終的に閉鎖されるまで少なくとも100年かかり、国家にとって不可欠な事業であるため、処分場の立地地域の社会・経済的福利の発展に調和した振興方策を検討することが示されています。具体的な地域振興方策については、今後、地域の要望を考慮し、地元地域、政府及び原子力廃止措置機関 (NDA) などの協議により検討されることとなっています。